

第 1 0 回 農業委員会総会議事録

令和 6 年 4 月 2 4 日開会

中標津町農業委員会

令和6年4月24日、第10回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	小	沼	大
2番	西	塚	知也
3番	纓	坂	直俊
4番	福	嶋	寿顕
5番	山	下	幸枝
7番	遠	藤	昭男
8番	船	越	信雄
9番	二	瓶	裕貴
10番	横	田	千秋
11番	長谷川	孝	二
12番	田	中	洋希
13番	竹	村	聡
14番	瀧	本	和男
15番	後藤田	宏	幸
16番	中	村	正生
17番	笠	原	康博
18番	本	田	信幸

本日欠席した委員

6番	助	口	明
----	---	---	---

附議した案件

- (イ) 議案第46号 現況証明願いについて
- (ロ) 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第48号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ニ) 議案第49号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について

本日出席した職員

事務局 長	杉	山	隆
庶務係 長	葛	西	利光
農地係 長	吉	田	佳弘
係	齋	藤	光代

(開 会 10時30分)

議 長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は17名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第10回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
7番、 遠藤 昭男 委員。
8番、 船越 信雄 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 3月25日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと存じます。4月4日に令和6年度根室地方農業委員会連合会定期総会及び令和6年度 根室地方農業者年金協議会定期総会並びに令和6年度地区別農業委員会会長・事務局長会議が根室市総合文化会館で開催され、会長、事務局長が出席しております。根室地方農業委員会連合会定期総会と根室地方農業者年金協議会定期総会におきましては、それぞれ、令和5年度の事業報告、決算報告、監査報告及び令和6年度の事業計画(案)と収支予算(案)が議事として提案され、承認されたところであります。北海道農業会議主催の地区別農業委員会会長・事務局長会議におきましては、農業会議から佐藤事務局次長兼農政・業務担当部長が出席され、農業委員会を取り巻く情勢についての説明。また「令和7年度農業政策・予算に関する要望書について」北海道選出国會議員に対する要請事項として、原案の検討等を行っております。以上で会務報告を終わります。

議 長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第46号「現況証明願いについて」を上程致します。(1)について、地区推進班から説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第46号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。2ページをお開きください。
(1) 1、申請人の住所、氏名。
中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積1,613㎡、利用状況、宅地、他1筆。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は3ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記の

ため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農業用施設用地、及び白地となっており、公簿が畑ですが、現況が宅地及び雑種地あることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和6年4月19日、第1地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 船越委員。

船越委員 上程になりました議案第46号(2)について説明いたします。4ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名。

目梨郡羅臼町〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇条〇〇丁目〇〇番、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積335㎡、利用状況、雑種地。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。

4、見取図は5ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域外の都市計画区域内の土地であり、公簿が畑ですが、現況が雑種地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和6年4月19日、第6地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程4、議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)から(3)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 櫻坂委員。

櫻坂委員 上程になりました議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)から(3)について説明いたします。7ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積 93,777 m²、利用目的、牧草畑、他 19 筆、計 527,761 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和 6 年 5 月 24 日から令和 16 年 5 月 31 日まで。6、当事者の経営状況。構成員、1 人、農従者、1 人、経営地、計 1,205,442 m²、家畜、牛 197 頭。7、見取図については、9 ページのとおりとなっております。この案件につきましては、農地所有適格法人に使用貸借している農地について、再度使用貸借の設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。10 ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇 〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、採草放牧地、面積 41,634 m²、利用目的、牧草畑、他 14 筆、計 493,781 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営するもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和 6 年 4 月 23 日から令和 16 年 4 月 30 日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、3 人、農従者、3 人、経営地、計 562,967 m²、家畜、牛 400 頭。7、見取図については、12 ページのとおりとなっております。この案件につきましては、期間満了に伴い、使用貸借している農地について、再度使用貸借の設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。13 ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町東 7 条南 1 丁目 1 番地 2、根室生産農業協同組合連合会、代表理事会長、浦山 宏一。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積 46,377 m²内 14,823 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、貸借権の設定。5、期間。令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日まで。6、価格。年 15,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、6 人、農従者、4 人、経営地、計 726,079 m²、家畜、牛 106 頭。8、見取図については、14 ページのとおりとなっております。この案件につきましては、期間満了に伴い、所有農地を近隣農家に再度貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) から (3) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(4) について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 田中委員。

田中委員 上程になりました議案第47号(4)について説明致します。15ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 63,636 m²、利用目的、牧草畑、他2筆、計 65,387 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営を行うもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和6年5月1日から令和15年5月31日まで。6、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地、計 1,302,313.52 m²、家畜、牛 266 頭。7、見取図については、16 ページのとおりとなっております。この案件につきましては、期間満了に伴い、農地所有適格法人に使用貸借している農地について、再度使用貸借の設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程5、議案第48号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

(1)(2) について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第48号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)(2) について、説明いたします。18ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 47,127 m²内 27,120 m²、利用目的、牧草畑、他 1 筆、計 75,000 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い借主を変更してより賃貸借を再設定するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 6 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日まで。6、価格。年 277,500 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、1 人、農従者、1 人、経営地、計 925,646.71 m²、家畜、牛 297 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、21 ページのとおりです。この案件につきましては、期間満了に伴い、借主を変更して賃貸借の設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。19 ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積 32,958 m²、利用目的、牧草畑、他 7 筆、計 172,562 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 6 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日まで。6、価格。年 611,400 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、3 人、農従者、3 人、経営地、計 2,064,134.10 m²、家畜、牛 207 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、21 ページのとおりです。この案件につきましては、期間満了に伴い、賃貸借の再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 纓坂委員。

纓坂委員 上程になりました議案第 48 号 (3)(4)について、説明いたします。
22 ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町東 7 条南 1 丁目 1 番地 2、根室生産農業協同組合連合会、代表理事会長、浦山 宏一。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 74,674 m²内 64,876 m²、利用目的、牧草畑、他 3 筆、計 80,232 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日まで。6、価格。年 82,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、6 人、農従者、4 人、経営地、計 726,079 m²、家畜、牛 106 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、23 ページのとおりです。

なお、(4) につきましても貸主が同一でありますので、貸主の氏名等省略し、一括してご説明いたします。24 ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇番〇、公簿、牧場、現況、畑、面積 61,535 m²内 48,000 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日まで。6、価格。年 50,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、5 人、農従者、5 人、経営地、計 717,554 m²、家畜、牛 165 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、25 ページのとおりです。この 2 件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
日程 6、議案第 49 号「農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第 49 号「農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。27 ページをお開きください。令和 5 年度分といたしまして、
(有)〇〇〇〇、(有)〇〇〇〇、(有)〇〇〇〇、(有)〇〇〇〇、(有)〇〇〇〇、(有)〇〇〇〇、(有)

